

地盤沈下防止等対策要綱の概要

	濃尾平野	筑後・佐賀平野	関東平野北部					
名称	濃尾平野 地盤沈下防止等対策要綱	筑後・佐賀平野 地盤沈下防止等対策要綱	関東平野北部 地盤沈下防止等対策要綱					
決定年月日	昭和60年4月26日	昭和60年4月26日	平成3年11月29日					
一部改正年月日	平成7年9月5日	平成7年9月5日	—					
評価検討年度	平成16年度・平成21年度・平成26年度・令和元年度							
目的	地下水の採取による地盤沈下を防止し、併せて地下水の保全を図るため、地下水の採取規制、代替水源の確保及び代替水の供給、節水及び水使用の合理化、地盤沈下による災害の防止及び復旧等に関する事項を定めることにより、同地域の実情に応じた総合的な対策を推進する。							
要綱の項目	1. 要綱の目的 2. 要綱地域の現況 3. 要綱の対象地域 4. 地下水採取に関わる目標量 5. 地盤沈下防止等対策（地下水採取規制、代替水源の確保及び代替水の供給、節水及び水使用の合理化） 6. 観測及び調査 7. 地盤沈下による災害の防止及び復旧 8. 要綱の推進							
地下水採取量 (規制、保全地域) m3/年	濃尾平野 (規制地域)		佐賀地区 (規制地域)		白石地区 (規制地域)		関東平野北部 (保全地域)	
	昭和57年度	4.1億	昭和57年度	7百万	12百万	昭和60年度	7.3億	
	平成28年度	1.3億	平成28年度	3百万	1百万	平成28年度	4.9億	
	目標量	2.7億	目標量	6百万	3百万	目標量	4.8億	
対象地域	岐阜県、愛知県及び三重県の一部地域		福岡県及び佐賀県の一部地域			茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び千葉県の一部地域		
「地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議」（令和2年2月26日）確認事項 ①地下水採取に係る目標量については、地盤沈下を防止し、併せて地下水の保全を図るために達成又は遵守させるべき目標として継続すること。 ②渇水時の短期的な地下水位低下等による地盤沈下の進行に対応するため、地下水のマネジメント方策について調査・研究を推進すること。 ③今後、各地域において、深刻な地盤沈下の発生等の問題の兆候が見られた場合には、速やかに必要な措置をとるものとする。こと。 ④関係府省連絡会議は、概ね5年毎に地盤沈下防止等対策等について評価検討を行うこと。								

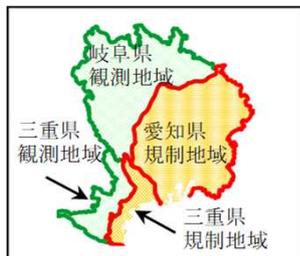
※地下水採取量で、青色欄は目標採取量を達成、赤色欄は未達成

地盤沈下防止等対策要綱の対象地域

【濃尾平野】



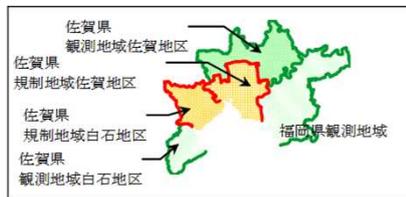
(凡例)



【筑後・佐賀平野】



(凡例)



【関東平野北部】



(凡例)

